

東通消防署からのお知らせ

防災とボランティア週間、1月26日は文化財防火デー

○阪神・淡路大震災の発生した日（平成7年1月17日）を防災とボランティアの日と制定し、その日の前後3日間を含めた1週間（毎年1月15日～1月21日）を防災とボランティア週間と定めています。

近年、震災等による災害が多くみられるため、防災訓練への積極的な参加、そして身の回りの防災グッズを再確認し、万一の災害時に備えましょう。

○昭和24年1月26日に、世界最古の木造建造物である法隆寺の金堂が炎上したことを受け、昭和25年に文化財保護法が制定されました。

昭和30年に文化庁と消防庁が1月26日を「文化財防火デー」と定め、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図っています。

皆様の防災に対する意識を高め、貴重な文化財を火災等の災害から守り、伝えていきましょう。



住宅用火災警報器

○万が一に備えて住宅用火災警報器を設置しましょう。

また、現在設置しているご家庭であっても住宅用火災警報器には使用期限があります。現在販売されている物のほとんどは、本体及び電池寿命が約10年となっています。設置されている住宅用火災警報器の寿命を確認し、定期的に点検・交換しましょう。

東通村消防団災害支援団員を募集します

東通村消防団では、団員数が減少している中でも多様な災害に対応するため、火災や災害等にのみ従事する「災害支援団員」を募集します。

入団の要件等は次のとおりですので、希望される方、詳細を確認したい方は役場担当までご相談ください。

【要件】過去に消防団員として5年以上の経験を有する者及び元消防職員で70歳未満の方

【処遇】年報酬10,000円、その他基本団員と同等

〈問合せ先〉総務課安心生活グループ ☎27-2111（内線292）

水資源サービス課 下水道グループからのお知らせ

下水道へ加入されている皆様へ

水に溶けない繊維素材、生活残飯、海草類、頭髮、プラスチック片等は下水へ流さないようお願いします。

- ・水洗トイレでは、トイレトーパー以外は流さないようご協力下さい。
- ・生活残飯及び使用済食用油、頭髮等は、燃えるゴミとして処分してください。

下水道へ加入されていない皆様へ

下水道供用開始地区において、まだ加入されていないご家庭は、加入促進にご協力頂きますようよろしくお願い致します。

〈問合せ先〉東通村水資源サービス課 下水道グループ ☎27-2111（内線456・457）

水質検査結果のお知らせ

平成30年11月1日に実施した水道水水質検査結果は下表のとおりです。

検査依頼先: (一財)青森県薬剤師会 食と水の検査センター

| 採水年月日 | 採水場所 | 検査判定 |
|------------|--------|---------|
| 平成30年11月1日 | 岩屋浄水場 | 水質基準に適合 |
| 平成30年11月1日 | 野牛浄水場 | 水質基準に適合 |
| 平成30年11月1日 | 大平滝浄水場 | 水質基準に適合 |

※ 定期検査のほか、毎日各浄水場の水質検査を行い、安全で良質の水を供給できるよう維持管理しております。水質検査に関するご質問やご意見は水資源サービス課(下水道グループ)までご連絡ください。

☎ 27-2111(内線452)